

身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 相模翔優会
特別養護老人ホーム ル・リアンふかみ

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

特別養護老人ホーム「ル・リアンふかみ」（短期入所生活介護を含む）は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 11 条第 4 項の「サービス提供に当たっては、当該入所者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行なってはならない」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実に図り、「拘束をしない介護」を目指すことを目的として本指針を制定します。

2. 身体拘束の種類と範囲

(1) 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為を下記の通り定めます。

- ① 徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、体幹や四肢を紐で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行をはかり、職員教育を実施します。

- ① 定期的な教育・研修（年 2 回）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束のための研修の実施
- ③ その他、必要な教育・研修の実施

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合があります。

- (1) 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言います。緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません。
- (2) 「一時的に身体拘束を行う場合」とは、以下の 3 点の要件を全て満たした場合に限ります。
 - ① 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命及び身体が危険にさらされている可能性が著しく高い状態。

② 非代替性

身体拘束そのほかの行動制限を行う以外の介護方法がない。

③ 一時性

身体拘束そのほかの行動制限が一時的なものであること。

(3) 「身体拘束」を行う場合の手続きとして緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の方法により行います。

① 第一に他の代替策を検討します。

② 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施の方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討します。

③ 事前に施設長へ判断を仰ぎ、すみやかに判断します。

④ 事前に家族等に連絡いたします。

⑤ 事前に、施設長・看護師・総務課長・相談員・介護職員・生活相談員・医師・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成します。

⑥ 実施にあたっては、別紙の通り検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成します。

5. 人権擁護委員会内で実施される身体的拘束適正化に関する委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 施設内で身体拘束が行われているかどうかや手続きが適正にされているかどうかの確認のため、事業所内に身体拘束・事故対策に関する委員会を人権擁護委員会内に設置します。なお、身体的拘束の適正化について3ヶ月に1回以上同委員会内にて開催します。

(2) 委員会の構成メンバーは施設長、介護主任、看護主任、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員で構成します。

(3) 身体拘束等適正化に関しては、以下の項目を検討します。

① 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し

② 身体的拘束が行われている場合、本指針4条(2)に準じて適正に行われているかどうかを調査する

③ 事例をもとに代替策の検討を行い、利用者サービスの向上に努める

④ 利用者の人権を尊重し、身体拘束廃止を目指し「身体拘束を行わなくても利用者の安全を守る」事を目的とし、職員に対し研修等を行う

(4) 委員会内の検討事項や結果については、検討内容や結果を記載された議事録等を重要事項ファイルにより配布するなどして周知徹底を図ります。

6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 日常のケアの見直し

① 利用者の立場にたち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努める。

② 利用者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について事前に予防的

に「拘束をしない介護」の工夫を検討する。

③ 利用者が落ち着いて生活がおくれるような環境整備に努める。

(2) 利用者及び家族等への説明

① 身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

② 身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者（本人含む）・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

① 身体拘束の実施に関しての記録は義務付けられており、別紙「身体拘束に関する記録」を用いて対応及び時間帯、心身の状況、やむを得ずおこなわなければならなかった理由などを記録する。

② 身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法について随時検討する。

(4) 拘束の解除

「(3) 記録と再検討」の結果、身体拘束の要件に該当しなくなった場合は、速やかに契約者（本人含む）・家族等に報告します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設での身体的拘束等適正化のための指針については、求めに応じていつでも利用者や家族、施設職員、外部の方等が閲覧できるように、館内やホームページ等で公表します。

8. その他身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で下記の点について十分議論して共通認識をもち、身体拘束をなくしていくように取り組みます。

① マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか

② 認知症を有する高齢者であるというだけで、安易に身体拘束を実施していないか

③ 高齢者は転倒し易く、転倒すれば大ケガをするという先入観だけで、安易に身体拘束をしていないか

④ サービス提供の中で、本当に緊急やむをえない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか。
本当に他の施策や手段はないのか。

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務である。

(附則)

(1) 身体拘束等は行動制限についての取り扱い要綱廃止

(2) 本指針は平成 30 年 6 月 12 日施行

(3) 令和 1 年 8 月 13 日施行（「身体拘束等廃止指針」を修正及び追記）